

電磁的方法による交付等に関する同意書

電磁的方法による交付等とは、金融商品取引業者からお客様へ交付が義務づけられている各種書面を、紙に代えて WEB サイトまたは電子メールなどの電磁的な方法により交付することです。各種書面は、お客様の会員画面から閲覧可能となっております。

私は、書面の交付、同意の記録が電磁的方法でなされること（以下、「電磁的方法による交付等」といいます）について、以下の内容を確認した上で、その内容について同意いたします。

1. 電磁的方法による交付等の対象となる書面

金融商品取引法、会社法等の法令等により規定されている電磁的方法による交付等が認められている書面を含む、次に掲げる書面といたします。

- 1.請求書
- 2.匿名組合契約書/出資契約書
- 3.契約締結前（時）交付書面
- 4.出資金等自動振替通知
- 5.分配等精算通知
- 6.その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

2. 電磁的方法による交付の方法

電磁的方法による交付等の方法は、以下のとおりとします。

・当社または当社が契約しているデータセンターで運営される WEB サイト内の認証が必要とされる特定のページ等（以下「当社顧客ページ」といいます）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法、および当社顧客ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、同意に関する事項を記録する方法

・お客様の電子計算機（パソコン、スマートフォン等）に上記 1 の事項を電子メールにて送信し、お客様が自己の電子計算機で閲覧または同意する方法

3. 免責事項

1.当社は、電磁的方法による交付等の内容について、電磁的方法による交付等を承諾されたお客さまの利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社 WEB サイト上に掲載、或いは電子メールで通知し、お客さまに変更内容を明らかにすることにより、お客さまの同意を得ることなく、電磁的方法による交付等の内容を変更することができるものとします。

2.お客さまが電磁的方法による交付等を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁

の指示その他必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付等ではなく、既に電磁的方法による交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。

3.当社は、以下の事項により生じるお客さまの損害については、責を負わないものとします。

①通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵ならびにこれらを通じた情報伝システム等の障害、瑕疵等により電磁的方法による交付等が利用できないことで生じた損害

②天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由対象書面の電磁的方法による交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

以上